

長期給付積立金に関する基本運用方針

(平成13年 7 月16日 制 定)
(平成16年 8 月 5日 改 正)
(平成17年12月28日 改 正)
(平成18年 3 月29日 改 正)
(平成21年 3 月 9日 改 正)
(平成21年 6 月 1日 改 正)
(平成22年12月27日 最終変更)

この基本運用方針は、地方公務員等共済組合法施行令第21条の4において準用する同令第16条第4項の規定に基づき、地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の長期給付積立金に関する基本的な運用方針を定めるものである。

I 運用の基本的な方向

1 基本的な考え方

連合会の長期給付積立金は、長期給付に充てるための貴重な財源であることから、長期的な観点にたって、安全かつ効率的な方法により運用するものとする。

2 運用の目的

- ① 地方公務員共済年金の財政を安定的に運営していく上で必要な総合収益を確保すること。
- ② 地方公務員等共済組合法第38条の8第3項の規定による交付金の交付を円滑に行っていくために必要な総合収益を確保すること。

3 運用の目標

総合収益の運用利回りの目標は、長期的な観点から、少なくとも5年ごとに行われる財政再計算において総務大臣の定める予定運用利率を上回ることである。

長期給付積立金の運用利回りが当該予定運用利率を下回る局面にあつては、その乖離幅を極力縮小するものとするが、この場合運用上のリスクを過度に取る運用を行ってはならない。

II 運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項

1 基本ポートフォリオ

(1) 基本ポートフォリオの策定

I－2の運用の目的を達成するため、基本となる投資対象資産の基本ポートフォリオを長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努めるものとする。

(2) 基本ポートフォリオ

基本ポートフォリオは以下のとおりとする。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
64.0%	14.0%	10.0%	11.0%	1.0%	100%

(注) ① 国内債券には、生命保険（一般勘定に限る）、義務運用資産を含む。

② 数値は原則として時価ベースとする。

③ 時価変動等を考慮し、許容乖離幅は、国内債券±5%、国内株式±5%、外国債券±5%、外国株式±5%、短期資産+3%、－1%とする。

2 基本ポートフォリオの管理

運用資産は毎月原則として時価評価し、ポートフォリオが基本ポートフォリオに対してあらかじめ定められた乖離幅内に存在することを確認する。

3 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオについては、策定時の前提条件等を毎年1回検証し、必要に応じて見直すこととする。

Ⅲ 資産の管理及び運用に関する事項

1 資金運用計画

長期給付積立金の運用に当たっては、年度当初に「年間資金運用計画」を、また毎四半期ごとに「四半期資金運用計画」を作成するものとする。

なお、資金運用計画には次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 収支損益及び長期給付積立金の見込み

- ① 期首長期給付積立金
- ② 収入総額
- ③ 支出総額
- ④ 当期利益金
- ⑤ 期末長期給付積立金
- ⑥ 運用利回り

(2) 資金収支の見込み

- ① 期末残高
- ② 収入予定額
 - ア 組合払込金
 - イ 債券元利金

- ウ 預託金利息
- エ その他の収入
- ③ 支出予定額
 - ア 年金保険者拠出金
 - イ 業務経理への繰入金
 - ウ 義務運用
 - エ 自主運用
- ④ 次年度繰越金又は期末残高
- (3) 資金運用方針
 - ① 義務運用
 - ア 地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得
 - イ 財政融資資金への預託
 - ② 自主運用
 - ア 自家運用
 - イ 委託運用
 - (ア) 特定金銭信託、特定包括信託、単独運用指定金銭信託及び単独運用指定包括信託
 - (イ) 団体生存保険
- (4) 年間及び月間の資金運用計画表

2 義務運用

(1) 基本方針

地方公務員等共済組合法施行令第21条の3に基づき、財政融資資金に預託するとともに、地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得により運用するように努める。

(2) 資産管理の委託

ア 連合会は、義務運用資産の管理を金融機関に委託することができるものとする。資産の管理を委託する機関（以下「義務運用資産管理受託者」という。）に対しては、以下の点を求めることとする。

- ① 義務運用資産管理受託者は、連合会の資産の管理運用に当たって、専門家としての慎重な注意をもって、専ら委託者たる連合会の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うものとするを契約書等に明記すること。
- ② 連合会からの受託資産は、他の信託財産として分別し、厳正に管理・保管すること。
- ③ 有価証券の受渡し及び資金決済に際しては、細心の注意を払うこと。
- ④ 再保管業務の委託に当たっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分留意すること。
- ⑤ 毎月末の資産の管理状況に関する資料の提出並びに随時必要な資料の

提出及び説明を行うこと。

- ⑥ 法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。

イ 義務運用資産管理受託者が法令、契約書等に反する行為を行った場合には、速やかに報告を求めることとし、必要に応じて指示を行うものとする。

3 自家運用

(1) 基本方針

連合会は、長期給付積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、その一部について、長期、短期（一時）の別に次の基本方針に基づき、管理運用業務を行う。

ア 長期運用

公社債等の取得は、次の事項を勘案し、長期的に有利な運用に努める。

- ① 発行体の信用力及び市場流動性
- ② 表面利率、取得単価及び残存期間
- ③ 金利見通し

イ 短期（一時）運用

長期給付経理における効率的な資金配分を図るための運用であって、その金額は必要最小限にとどめるとともに、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案し、有利な運用に努める。

(2) 取引金融機関

自家運用（短期（一時）運用及び長期運用）する場合の取引金融機関の選定については、信用リスク等を勘案して別に定める基準により行うものとする。

(3) 長期運用

ア 投資対象資産

投資対象は、次の円貨建て有価証券とする。

- (ア) 国債
- (イ) 地方債
- (ウ) 特別の法律により法人の発行する債券（(カ)に掲げるものを除く。）
- (エ) 社債

銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成19年金融庁告示第28号）第2条に掲げる適格格付機関（以下「適格格付機関」という。）からA格以上の格付を取得している社債（取得時の単価が額面以下である新株予約権付社債を含む。）。

- (オ) 外国又は外国法人の発行する証券又は証書

外国又は外国法人の発行する証券又は証書のうち、次の①から③に掲げるもの。

- ① 国際復興開発銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行又は国際金融公社の発行する円貨債券（ユーロ円債を含む。以下同じ。）。
- ② 外国政府（地方政府を含む。）の発行する円貨債券、条約に基づく国際機関の発行する円貨債券（①に掲げる機関の発行するものを除く。）又は政府保証債に相当する円貨債券で、適格格付機関からA A格以上の格付を取得しているもの。
- ③ 日本企業又は日本企業の海外現地法人の発行する円貨債券で、適格格付機関からA格以上の格付を取得しているもの。

（カ）特定社債

資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第7項に規定する特定社債（以下「特定社債」という。）のうち、適格格付機関からA格以上の格付を取得しているもの。

（キ）貸付信託の受益証券

イ 管理運用上の留意事項

（ア）分散投資

国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（金融債を除く。）以外の債券を取得する場合には、同一の発行体が発行した債券への投資額は、自家運用資産の10%以内とする。

（イ）取得債券格下げ時の対応

国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券で、取得後にいずれの適格格付機関による格付もそれぞれ指定の格付未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、必要に応じて売却等の措置を講じることとする。

なお、継続して保有する場合には、その信用リスク等について定期的に確認する。

（ウ）仕組債への対応

仕組債については、その仕組み上元本リスクが発生しないものに限り投資対象とすることとし、組成内容が同種のものは、その合計額が自家運用資産の10%以内とする。

（4）短期運用

投資対象資産は、短期国債、政府短期証券、預金、譲渡性預金、適格格付機関からA格相当以上の格付を取得しているコマーシャル・ペーパー（含む現先取引）、MMF等とする。

（5）その他の運用

公社債投資信託（MMFを除く。）、有価証券信託等は、運用対象のリス

クとリターンを十分に検討するとともに、解約手数料その他の諸費用を総合的に勘案した上で行うものとする。

(6) 資産管理の委託

ア 連合会は、自家運用資産の管理を金融機関に委託することができるものとする。

イ 2(2)の規定は、自家運用資産の管理を金融機関に委託する場合について準用する。この場合において、「義務運用資産」とあるのは「自家運用資産」として、これらの規定を適用するものとする。

4 信託による委託運用

投資顧問会社との投資一任契約による特定金銭信託及び特定包括信託並びに信託業務を行う銀行の単独運用指定金銭信託及び単独運用指定包括信託による委託運用は、次に掲げるところにより行うものとする。

連合会は、資産の運用を委託する機関（以下「運用受託者」という。）及び資産の管理を委託する機関（以下「委託運用資産管理受託者」という。）に対し、本方針に基づき資産の管理運用を行わせるものとする。

(1) 受託者責任

運用受託者及び委託運用資産管理受託者（以下「受託者」という。）は、連合会の資産の管理運用に当たって、専門家としての慎重な注意をもって、専ら委託者たる連合会の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うものとするを契約書等に明記するものとする。

(2) 議決権の行使

株主議決権は、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、行使するものとする。

連合会が個別に行使の指図を行う場合には、受託者は、当該指図に従い行使するものとし、個別に行使の指図を行わない場合には、受託者は、連合会が提示した株主議決権行使ガイドラインに則り行使するものとする。

連合会は、受託者に対し株主議決権の行使状況の報告を求めるものとする。

(3) 運用受託者への基準とする資産の比率（以下「基準運用割合」という。）の指示

基本ポートフォリオに基づき、資産の構成割合、運用スタイルの分散等を考慮し、運用受託者の特性及び評価に応じて、基準運用割合を指示するものとする。

なお、基準運用割合を変更することが適当であると認められる場合には、速やかに変更を指示するものとする。

(4) 運用上の遵守事項

運用受託者が提案し、連合会が合意した投資対象資産、運用手法、運用目標数値及びリスク管理指標並びに連合会が指定するベンチマーク（以下

「ベンチマーク」という。) その他以下の事項に関する運用ガイドラインを提示し、その遵守状況を管理するとともに必要な指示を行うものとする。

① 一般的事項

ア 基準運用割合

運用受託者は、連合会の指示した基準運用割合を遵守しなければならない。

イ 運用スタイル等の登録

運用受託者は、資産区分ごとの運用哲学及びそれに基づく運用スタイル・運用プロセスを明らかにし、連合会に登録するとともに、登録した事項について遵守しなければならない。また、これを変更する場合は、連合会と協議するものとする。

ウ リスク管理の徹底

運用受託者は、連合会が提示した運用ガイドラインを遵守し、リスク管理を徹底しなければならない。

エ 法令遵守体制の整備

運用受託者は、法令、契約書、運用ガイドライン等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図らなければならない。

オ 投資に関する留意事項

運用受託者は、有価証券等への投資に際しては次の事項に留意しなければならない。

(ア) 十分な調査及び分析を行った上で投資を行うとともに、適切な分散化を図ること。また、特に外貨建資産については、政治及び経済の安定性並びに決済システム、取引規制、税制等の市場の特性を十分勘案した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。

(イ) 個別銘柄の組入れに当たっては、流動性についても十分勘案して行うこと。

(ウ) 国内株式、国内債券（国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券を除く。）、外国株式及び外国債券（ベンチマーク構成国の国債を除く。）を取得する場合、同一発行体への投資は、当該資産の時価の10%を上限とし、ベンチマークにおける個別銘柄の時価構成比がこの制限を超える場合等、合理的な理由によりこれを上回る場合には報告すること。

(エ) 取引に際しては市場インパクト等に細心の注意を払い、無用なコストは回避するように最善を尽くすこと。

(オ) 親会社、親会社の系列又は自社の系列の証券会社及びその海外現地法人に発注を行う場合には、事前に発注先証券会社等を登録すること。

(カ) 取引を行う証券会社等の選定については信用力等に十分留意するとともに、取引実績を報告すること。

カ デリバティブ取引

運用受託者は、有価証券、通貨若しくは金利に係る先物取引、先渡為替予約、指数先物取引若しくはオプション取引又は通貨若しくは金利に係るスワップ取引（以下「デリバティブ取引」という。）の取扱いについては次の事項に留意しなければならない。

（ア）デリバティブ取引は、株式、債券、外国為替等の原資産における価格変動リスクを一時的にヘッジ（以下「売りヘッジ」という。）、または原資産の一時的な代替（以下「買いヘッジ」という。）を目的とするものとし、投機目的の利用は行わないこと。ただし、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、ヘッジ目的以外でデリバティブ取引を行うことができる。

（イ）売りヘッジ又は買いヘッジを目的としたデリバティブ取引の想定元本について、ネットベースで売りヘッジの場合には、デリバティブの想定元本が、現在保有し、又は将来保有することが確定している原資産の範囲内とし、ネットベースで買いヘッジの場合には、現在保有し、又は将来保有することが確定している余裕資金の範囲内を限度とすること。

② 国内株式

投資対象は、国内証券取引所に上場されている銘柄及び店頭市場に公開されている銘柄とする。

③ 国内債券

ア 投資対象は、次の円貨建て債券とする。

（ア）国債（証券取引法第108条の2第3項の規定により国債証券とみなされる標準物を含む。ただし、ヘッジを目的とするものに限る。以下同じ。）、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（（エ）に掲げるものを除く。）。

（イ）適格格付機関のいずれかからBBB格以上の格付を取得している社債。

（ウ）外国若しくは外国法人の発行する証券又は証書で、適格格付機関のいずれかからA格以上の格付を取得しているもの。ただし、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、BBB格以上の格付を取得しているものを投資対象とすることができる。

（エ）適格格付機関のいずれかからA格以上の格付を取得している特定社債。

イ 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券で、取得後にいずれの適格格付機関による格付も上記ア（イ）～（エ）で指定する格付未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、必要に応じて売却等の措置を講じること。

なお、継続して保有する場合には、当該債券の合計は国内債券資産の時価の5%を上限とすることとし、その保有状況を連合会に報告す

ること。

④ 外国株式

投資対象は、ベンチマーク採用銘柄又はベンチマークを構成する国の企業が発行する株式で、かつ、ベンチマークを構成する国の通貨建てで発行される株式とする。ただし、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、その他の銘柄又は預託証書等へ投資することができる。

⑤ 外国債券

ア 投資対象は、ベンチマークを構成する国の通貨建ての債券とする。

ただし、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、ベンチマークを構成する国の通貨建て以外の債券を投資対象とすることができる。

イ 適格格付機関のいずれかからA格以上の格付を得ている銘柄（ベンチマーク構成国の国債を除く。）とする。ただし、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、BBB格以上の格付を取得しているものを投資対象とすることができる。

ウ 上記イの債券で、取得後にいずれの適格格付機関による格付も連合会が提示する運用ガイドラインの定めによる格付未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、必要に応じて売却等の措置を講じること。

なお、継続して保有する場合には、当該債券の合計は外国債券資産の時価の5%を上限とすることとし、その保有状況を連合会に報告すること。

⑥ 新株予約権付社債

新株予約権付社債については独立した資産とはせず、国内株式又は国内債券の代替資産として取り扱うこととする。

⑦ 非伝統的資産（オルタナティブ投資）

不動産派生商品やプライベートエクイティ等の非伝統的資産（オルタナティブ投資）については、リスク及びリターンの特性、流動性、評価方法等について慎重な検討を行い、その結果を踏まえ、投資対象として適切なものであることを見極めるとともに、全体に大きな影響を及ぼさない一定の資金の範囲内に限定して投資するものとする。

（5）資産管理上の留意点

委託運用資産管理受託者に対しては、以下の点を求めることとする。

① 連合会からの受託資産は、他の信託財産として分別し、厳正に管理・保管すること。

② 有価証券の受渡し及び資金決済に際しては、細心の注意を払うこと。

③ 再保管業務の委託に当たっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分留意すること。

④ 毎月末の資産の管理状況に関する資料の提出並びに随時必要な資料の

提出及び説明を行うこと。

- ⑤ 法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。

(6) 運用状況の報告

運用状況については、四半期ごとに運用受託者から別に定める様式に従って資料を提出させ、定期的に運用結果の総括と運用方針についてヒアリングを行い、必要に応じて、運用に関する指示を行うものとする。

また、各月ごとに運用受託者から別に定める様式に従って資料を提出させるとともに、必要に応じ随時、運用受託者に運用状況、投資行動等の説明を求めるものとする。

(7) その他の報告

受託者が法令、契約書、運用ガイドライン等に反する行為を行った場合には、速やかに報告を求めることとし、必要に応じて指示を行うものとする。

5 団体生存保険による運用

(1) 生命保険会社の選定基準

生命保険会社の選定に当たっては、総資産額が1兆円以上の生命保険会社の中から、別に定める取引金融機関の選定基準に基づき、財務内容、特別配当の状況等を勘案して決定する。

(2) 団体生存保険の設定及び資金の追加

団体生存保険による運用を行う場合は、(1)の基準により選定した生命保険会社と個別契約方式により行うこととし、運用資金の金額及び資金の追加は、各生命保険会社の総資産額、財務内容、特別配当の状況等を勘案して決定するものとする。

(3) 保険契約の解約

予定利率、各生命保険会社の財務内容、その他投資環境に著しい変動が生じた場合には、団体生存保険契約協定書に定める手続きに基づき、保険契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

(4) 特別勘定特約の付加

団体生存保険に特別勘定特約を付加する場合には、上記「4 信託による委託運用」及び「V 運用受託者の選定、評価等に関する事項」の規定を準用する。ただし、上記4の(5)を除く。

IV 資産の運用実績の評価に関する事項

長期給付積立金の運用については、毎年、決算利回りのほか、運用資産全体を原則として時価評価し、その構成割合を確認するとともに、運用実績や運用手法ごとの役割等を踏まえ総合的な評価を行う。

V 運用受託機関の選定、評価等に関する事項

1 運用受託者の選定

運用受託者の選定に当たっては、以下の項目等について詳細なヒアリングを実施した上で、基本ポートフォリオに基づき、連合会全体における運用スタイルの分散等を総合的に勘案して決定するものとする。

- ① 経営状況（資本金、財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していると認められること。
- ② 運用哲学、運用手法、運用体制、法令遵守体制等の定性評価が良好であること。
- ③ 一定期間以上良好な運用成果を上げていること。

2 資産管理受託者の選定

義務運用資産管理受託者、自家運用資産管理受託者及び委託運用資産管理受託者（以下「資産管理受託者」という。）については、次の要件を満たす信託業務を行う金融機関の中から選定するものとする。

- ① 経営状況（資本金、財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していると認められること。
- ② 資産管理状況が良好であること。
- ③ 法令等の遵守体制が整備されていること。

3 運用受託者の評価

運用受託者に対する評価については、定量評価と定性評価を合わせて総合的に行うものとする。

（1）定量評価

ベンチマークに対する超過収益率やその超過収益率獲得のためにとったリスクの大きさを勘案した指標によるほか、運用スタイルに適した方法等により評価を行うこととする。

（2）定性評価

ポートフォリオの運用内容の質の評価やコミュニケーション能力の評価を行うほか、運用スタイルに適した方法等により評価を行うこととする。

4 資産管理受託者の評価

資産管理受託者に対する評価については、資産管理状況及び法令等の遵守体制について、適時、定性評価を行うとともにその適性を判断するものとする。

5 委託金額の追加及び減額

委託金額の追加及び契約の解除を含めた減額は、Vの3の評価により行うものとするが、次の場合には、運用受託者の評価の優劣にかかわらず、連合会の政策判断を優先して委託金額の追加及び減額を行うことができるものとする。

る。

- ① 連合会全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、調整を行う場合
- ② 運用スタイルの分散等を考慮した調整を行う場合

なお、運用受託者が法令、契約書、運用ガイドライン等に違反したと認められる場合又は運用上重大な問題が生じた場合等においては、運用受託者との契約の解除を含め委託金額の減額、運用ガイドラインの変更等について検討を行い、適時、対応するものとする。

Ⅵ 運用担当者の責務

長期給付積立金の運用に当たっては、その資金が組合員の長期給付に充てるための貴重な財源であることに特に留意し、責任体制の明確化を図るとともに、長期給付積立金の運用に関わる全ての者について、受託者責任（忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務を遵守することをいう。）を徹底する。

Ⅶ その他必要な事項

運用実績の公表

運用形態別及び資産区分別の評価額（原則として時価評価）、評価損益の状況並びに収益率の状況について、年1回公表しなければならない。

附 則

この基本運用方針は、平成13年7月16日から適用する。

附 則

この基本運用方針は、平成16年8月5日から適用する。

附 則

1 この基本運用方針は、平成18年1月1日から適用する。

2 「Ⅱ 運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項」のうち「1 基本ポートフォリオ（2）基本ポートフォリオ（注）③」の規定に関わらず、平成18年3月31日までの間に限り、許容乖離幅は、国内債券±7%、国内株式±7%、外国債券±5%、外国株式±5%、短期資産+3%、-1%とする。

附 則

1 次項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

- 2 「Ⅱ 運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項」のうち「1 基本ポートフォリオ (2) 基本ポートフォリオ (注) ③」の規定に関わらず、平成18年9月30日までの間に限り、許容乖離幅は、国内債券±7%、国内株式±7%、外国債券±5%、外国株式±5%、短期運用+3%、-1%とする。

附 則

- 1 この基本運用方針は、平成21年3月9日から適用する。
- 2 「Ⅱ 運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項」のうち「1 基本ポートフォリオ (2) 基本ポートフォリオ (注) ③」の規定に関わらず、平成22年3月31日までの間に限り、許容乖離幅は、国内債券±10%、国内株式±10%、外国債券±10%、外国株式±10%、短期資産+6%、-1%とする。
- 3 「Ⅲ 資産の管理及び運用に関する事項」のうち「2 義務運用 (1) 基本方針」の規定の適用については、当分の間、「債券」とあるのは、「債券 (地方公営企業等金融機構法 (平成19年法律第64号) 附則第9条第1項の規定により解散した旧公営企業金融公庫の発行した債券を含む。)」とする。

附 則

- 1 この基本運用方針は、平成21年6月1日から適用する。
- 2 「Ⅲ 資産の管理及び運用に関する事項」のうち「2 義務運用 (1) 基本方針」の規定の適用については、当分の間、「債券」とあるのは、「債券 (地方交付税法等の一部を改正する法律 (平成21年法律第10号) 第5条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法 (平成19年法律第64号) 第1条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第9条第1項の規定により解散した旧公営企業金融公庫の発行した債券を含む。)」とする。

附 則

この基本運用方針は、平成23年1月1日から適用する。

(参考) 総務省通知

- ① 業務上の余裕金を地方公務員等共済組合法施行令第16条第1項に規定する方法により運用しようとする場合の取扱いについて (平成13年4月2日付け総行福第154号)

- ② リバース・デュアル・カレンシー債の取扱いについて（平成10年2月17日付け自治福第26号、平成7年9月13日付け自治福第183号）
- ③ CBファンドの取扱いについて（平成8年2月1日付け自治福第35号）